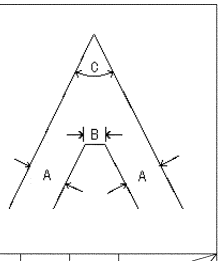
鋭角コース

一　教習に係る免許の種類に応じ、次の表に掲げる基準を満たしているものであること。



教習に係る免許の種類 ＼ 図示の記号	A	B	C
大型第二種免許	幅　五メートル	切取線の長さ　一メートル	角度　六十度
中型第二種免許	幅　四メートル	切取線の長さ　〇・七メートル	角度　六十度
普通第二種免許	幅　三・五メートル	切取線の長さ　〇・一メートル	角度　六十度

備考　一　切取線の長さとは、コースの内側の曲角部を直線に切つた時に生じる切取線の長さをいう。

二　コースの外側の曲角部については、教習に使用する自動車の構造及び性能に応じ、コースの内側の曲角部の切取線と平行に切ることができる。

二　［略］

［略］

備考

［一～三　略］

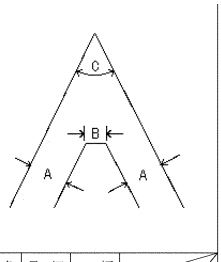
四‖　中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る教習において普通自動車を使用して屈折コース、曲線コース又は方向変換コースを走行する教習を行う場合における当該コースに係るコースの基準については、普通免許又は普通第二種免許に係る教習のコースの基準によるものとする。

五‖　中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る教習において普通自動車を使用して屈折コース、曲線コース、方向変換コース又は鋭角コースを走行する教習を行う場合における屈折コース、曲線コース若しくは方向変換コース又は鋭角コースに係るコースの基準については、それぞれ普通免許若しくは普通第二種免許又は普通第二種免許に係る教習のコースの基準によるものとする。

六‖　［略］

鋭角コース

一　［同上］



教習に係る免許の種類 ＼ 図示の記号	A	B	C
大型第二種免許	幅　五メートル	切取線の長さ　一メートル	角度　六十度
中型第二種免許	幅　五メートル	切取線の長さ　〇・五メートル	角度　六十度
普通第二種免許	幅　三・五メートル	切取線の長さ　〇・一メートル	角度　六十度

備考　一　切取線の長さとは、コースの内側の曲角部を直線に切つた時に生じる切取線の長さをいう。

二　コースの外側の曲角部については、教習に使用する自動車の構造及び性能に応じ、コースの内側の曲角部の切取線と平行に切ることができる。

二　［同上］

［同上］

備考

［一～三　同上］

［加える。］

［加える。］

四‖　［同上］